



## 〔省 令〕

四 次

## 〔公 告〕

諸事項

## 官 庁

所在不明の賃貸住宅管理業者関係

## 裁 判 所

破産、免責、再生関係

## 特 殊 法 人 等

國立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速

道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、弁理士登録、企業年金基金設立関係

## 地 方 公 共 团 体

行旅死亡人、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出關係

## 会 社 そ の 他

会社決算公告

三 五 二

七

一

四 九 四

二 七

三 三 三

四 九 四

二 七

三 三 三

四 九 四

二 七

省 令

省 令

省 令

- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三〇)
- 発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件(公正取引委・消費者庁一六)
- 國際連合安全保険理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件(国家公安委五四)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務二八〇)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する件(厚生労働三七一)
- 消費生活協同組合法における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件(厚生労働三七二)
- 厚生労働省令第二百三十号

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第三十一条の七、第五十条の五第一号、第五十六条、第五十条の七、第五十条の十一第一項、第五十三条の二第一項及び第九十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

○ 建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件

(国土交通一二一四)

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を改正する省令

(傍線部分は改正部分)



(削る)

2 | 前項の規定にかかわらず、法第十条第一項第四号の事業（受託共済事業を除く。）を行う組合の貸借対照表等については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示する」とを妨げない。

3 | 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るもの」を除き、その差額とする。  
（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

## 第二百六十条（略）

## 一・四 （略）

五 | 当該認可申請に係る共済が第三分野共済の共済契約（傷害共済契約又は損害共済契約のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約（共済契約のうち再共済契約以外のものをいう。）に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）（共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）及び傷害共済契約（第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに限る。）その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。以下この条、第一百六十七条规定第七号及び同条第八号において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野共済の共済契約に関する第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書（第三分野共済の共済契約に関する当該事項を変更する場合に限る。）

## 二 （略）

## 一・四 （略）

五 | 第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書（第三分野共済の共済契約に関する当該事項を変更する場合に限る。）

## 三 （略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

## 第二百六十六条の三（略）

一 | 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）（次号に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクを除く。）に対する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

一の二 | 第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

## 二・三 （略）

四 | 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

3 | 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

4 | 連結貸借対照表に係る前三項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るもの」を除き、その差額とする。  
（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

## 第二百六十条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

## 一・四 （略）

## （新設）

2 | 法第四十条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

## 一・四 （略）

## （新設）

## 三 （略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

## 第二百六十六条の三 法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 | 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

## （新設）

二・三 （略）

四 | 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前二号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前二号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

(共済事業の運営に関する措置)

## 第一百六十七条 (略)

（共済事業の運営に関する措置）  
 第一百六十七条 共済事業を行う組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

## 一・五 (略)

六 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約しない共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、当該更新後の共済契約について、共済掛金その他の契約内容の変更をする場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

## 七 基礎率変更権 (共済契約締結時の共済掛金計算の基礎となる共済事故の発生率(以下この号及び次号において「予定発生率」という。)について、実際の共済事故の発生率(以下この号及び次号において「実績発生率」という。)が共済契約締結時の予測と相違し、又は今後明らかに相違することが見込まれるため、予定発生率を変更して共済掛金又は共済金の額の変更を行う権利のこと)をいう。以下の号において同じ。)を第五十五条第一項第二号に掲げる事項として定める第三分野共済の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 共済契約の内容を変更する場合の要件(基礎率変更権行使基準(予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、基礎率変更権行使して法第四十条第五項の規定に基づく認可)を申請する場合の基準をいう。以下同じ。)を含む)、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期  
ロ 予定発生率の合理性

## 八 前項に定める第三分野共済の共済契約に關し、共済募集人が、一年ごとに、共済契約者に對し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準の該当の有無  
ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

## 九 その他基礎率変更権行使基準の該当の有無に關し、参考となる事項

## (責任準備金の積立て)

## 第一百七十九条 (略)

## 4 (略)

一 第百六十六条の三第一号に掲げる共済リスクに備える異常危険準備金

二 第百六十六条の三第一号の二に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備える異常危険準備金

## 三 (略)

(共済計理人の選任を要しない組合の要件)

## 第一百九十条 (略)

## 一 (略)

## 一・五 (略)

六 (新設)  
 (新設)

七 共済事業を行なう組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

## 一・五 (略)

八 (新設)  
 (新設)

九 (新設)  
 (新設)

十 (新設)  
 (新設)

十一 (新設)  
 (新設)

十二 (新設)  
 (新設)

十三 (新設)  
 (新設)

十四 (新設)  
 (新設)

十五 (新設)  
 (新設)

十六 (新設)  
 (新設)

十七 (新設)  
 (新設)

十八 (新設)  
 (新設)

十九 (新設)  
 (新設)

二十 (新設)  
 (新設)

二十一 (新設)  
 (新設)

二十二 (新設)  
 (新設)

二十三 (新設)  
 (新設)

二十四 (新設)  
 (新設)

二十五 (新設)  
 (新設)

二十六 (新設)  
 (新設)

二十七 (新設)  
 (新設)

(共済計理人の選任を要しない組合の要件)

二十八 (新設)  
 (新設)

二十九 (新設)  
 (新設)

三十 (新設)  
 (新設)

三十一 (新設)  
 (新設)

三十二 (新設)  
 (新設)

三十三 (新設)  
 (新設)

三十四 (新設)  
 (新設)

三十五 (新設)  
 (新設)

三十六 (新設)  
 (新設)

三十七 (新設)  
 (新設)

三十八 (新設)  
 (新設)

三十九 (新設)  
 (新設)

四十 (新設)  
 (新設)

四十一 (新設)  
 (新設)

四十二 (新設)  
 (新設)

四十三 (新設)  
 (新設)

四十四 (新設)  
 (新設)

四十五 (新設)  
 (新設)

四十六 (新設)  
 (新設)

四十七 (新設)  
 (新設)

四十八 (新設)  
 (新設)

四十九 (新設)  
 (新設)

五十 (新設)  
 (新設)

五十一 (新設)  
 (新設)

五十二 (新設)  
 (新設)

五十三 (新設)  
 (新設)

五十四 (新設)  
 (新設)

五十五 (新設)  
 (新設)

五十六 (新設)  
 (新設)

五十七 (新設)  
 (新設)

五十八 (新設)  
 (新設)

五十九 (新設)  
 (新設)

六十 (新設)  
 (新設)

六十一 (新設)  
 (新設)

六十二 (新設)  
 (新設)

六十三 (新設)  
 (新設)

六十四 (新設)  
 (新設)

六十五 (新設)  
 (新設)

六十六 (新設)  
 (新設)

六十七 (新設)  
 (新設)

六十八 (新設)  
 (新設)

六十九 (新設)  
 (新設)

七十 (新設)  
 (新設)

七十一 (新設)  
 (新設)

七十二 (新設)  
 (新設)

七十三 (新設)  
 (新設)

七十四 (新設)  
 (新設)

七十五 (新設)  
 (新設)

七十六 (新設)  
 (新設)

七十七 (新設)  
 (新設)

七十八 (新設)  
 (新設)

七十九 (新設)  
 (新設)

八十 (新設)  
 (新設)

八十一 (新設)  
 (新設)

八十二 (新設)  
 (新設)

八十三 (新設)  
 (新設)

八十四 (新設)  
 (新設)

八十五 (新設)  
 (新設)

八十六 (新設)  
 (新設)

八十七 (新設)  
 (新設)

八十八 (新設)  
 (新設)

八十九 (新設)  
 (新設)

九十 (新設)  
 (新設)

九十一 (新設)  
 (新設)

九十二 (新設)  
 (新設)

九十三 (新設)  
 (新設)

九十四 (新設)  
 (新設)

九十五 (新設)  
 (新設)

九十六 (新設)  
 (新設)

九十七 (新設)  
 (新設)

九十八 (新設)  
 (新設)

九十九 (新設)  
 (新設)

一百 (新設)  
 (新設)

一百一 (新設)  
 (新設)

一百二 (新設)  
 (新設)

一百三 (新設)  
 (新設)

一百四 (新設)  
 (新設)

一百五 (新設)  
 (新設)

一百六 (新設)  
 (新設)

一百七 (新設)  
 (新設)

一百八 (新設)  
 (新設)

一百九 (新設)  
 (新設)

一百十 (新設)  
 (新設)

一百十一 (新設)  
 (新設)

一百十二 (新設)  
 (新設)

一百十三 (新設)  
 (新設)

一百十四 (新設)  
 (新設)

一百十五 (新設)  
 (新設)

一百十六 (新設)  
 (新設)

一百十七 (新設)  
 (新設)

一百十八 (新設)  
 (新設)

一百十九 (新設)  
 (新設)

一百二十 (新設)  
 (新設)

一百二十一 (新設)  
 (新設)

一百二十二 (新設)  
 (新設)

一百二十三 (新設)  
 (新設)

一百二十四 (新設)  
 (新設)

一百二十五 (新設)  
 (新設)

一百二十六 (新設)  
 (新設)

一百二十七 (新設)  
 (新設)

一百二十八 (新設)  
 (新設)

一百二十九 (新設)  
 (新設)

一百三十 (新設)  
 (新設)

一百三十一 (新設)  
 (新設)

一百三十二 (新設)  
 (新設)

一百三十三 (新設)  
 (新設)

一百三十四 (新設)  
 (新設)

一百三十五 (新設)  
 (新設)

一百三十六 (新設)  
 (新設)

一百三十七 (新設)  
 (新設)

一百三十八 (新設)  
 (新設)

一百三十九 (新設)  
 (新設)

一百四十 (新設)  
 (新設)

一百四十一 (新設)  
 (新設)

一百四十二 (新設)  
 (新設)

一百四十三 (新設)  
 (新設)

一百四十四 (新設)  
 (新設)

一百四十五 (新設)  
 (新設)

一百四十六 (新設)  
 (新設)

一百四十七 (新設)  
 (新設)

一百四十八 (新設)  
 (新設)

一百四十九 (新設)  
 (新設)

一百五十 (新設)  
 (新設)

一百五十一 (新設)  
 (新設)

一百五十二 (新設)  
 (新設)

一百五十三 (新設)  
 (新設)

一百五十四 (新設)  
 (新設)

一百五十五 (新設)  
 (新設)

一百五十六 (新設)  
 (新設)

一百五十七 (新設)  
 (新設)

一百五十八 (新設)  
 (新設)

一百五十九 (新設)  
 (新設)

一百六十 (新設)  
 (新設)

一百六十一 (新設)  
 (新設)

一百六十二 (新設)  
 (新設)

一百六十三 (新設)  
 (新設)

一百六十四 (新設)  
 (新設)

一百六十五 (新設)  
 (新設)

一百六十六 (新設)  
 (新設)

一百六十七 (新設)  
 (新設)

一百六十八 (新設)  
 (新設)

一百六十九 (新設)  
 (新設)

一百七十 (新設)  
 (新設)

一百七十一 (新設)  
 (新設)

一百七十二 (新設)  
 (新設)

一百七十三 (新設)  
 (新設)

一百七十四 (新設)  
 (新設)

一百七十五 (新設)  
 (新設)

一百七十六 (新設)  
 (新設)

一百七十七 (新設)  
 (新設)

一百七十八 (新設)  
 (新設)

一百七十九 (新設)  
 (新設)

一百八十 (新設)  
 (新設)

一百八十一 (新設)  
 (新設)

一百八十二 (新設)  
 (新設)

一百八十三 (新設)  
 (新設)

一百八十四 (新設)  
 (新設)

一百八十五 (新設)  
 (新設)

一百八十六 (新設)  
 (新設)

一百八十七 (新設)  
 (新設)

一百八十八 (新設)  
 (新設)

一百八十九 (新設)  
 (新設)

一百九〇 (新設)  
 (新設)

一百九一 (新設)  
 (新設)

一百九二 (新設)  
 (新設)

一百九三 (新設)  
 (新設)

一百九四 (新設)  
 (新設)

一百九五 (新設)  
 (新設)

一百九六 (新設)  
 (新設)

一百九七 (新設)  
 (新設)

一百九八 (新設)  
 (新設)

一百九九 (新設)  
 (新設)

一百一〇〇 (新設)  
 (新設)

一百一〇一 (新設)  
 (新設)

一百一〇二 (新設)  
 (新設)

一百一〇三 (新設)  
 (新設)

一百一〇四 (新設)  
 (新設)

一百一〇五 (新設)  
 (新設)

一百一〇六 (新設)  
 (新設)

一百一〇七 (新設)  
 (新設)

一百一〇八 (新設)  
 (新設)

一百一〇九 (新設)  
 (新設)

一百一〇一〇 (新設)  
 (新設)

二 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約する共済契約であつて共済の数理の知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わない」と。

三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覽等)

第二百九条 (略)

一・四 (略)  
五 (略)  
六・七 (略)

八 法第五十条の十一第一項第一号の確認 (第三分野共済の共済契約に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

二・三 (略)

別表第三 (第二百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項
(略)	(略)
共済契約に関する指標	一・九 (略)

十一 第三分野共済の共済契約に係る給付事由又は共済事業の種類

」との、発生共済金額(共済金支払に係る事業経費等を含む)の経過共済掛金(当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう)に対する割合(再共済又は再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。)

項目	記載事項
(略)	(略)
別表第五 (第二百九条第一項第六号ニ関係)	

項目	記載事項
(略)	(略)
別表第五 (第二百九条第一項第六号ニ関係)	
法第五十条の五第一号に係る細目	一 (略) 二 第一百六十六条の三第一号の二に掲げる額 三・五 (略)

附則  
(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に消費生活協同組合法施行規則第二百九十九条に規定する要件に該当している組合に係る同条の適用については、この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(以下「新規則」という)第二百九十九条第二号の規定にかかるわらず、この省令の施行の日(以下「施行日」という)から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新規則別表第三(共済契約に関する指標の項目の第十号の規定に限る。)の規定の適用に当たつては、新規則第二百九十九条第一項第三号ハ中「直近の二事業年度」とあるのは、「直近の事業年度」と読み替えることができる。

4 新規則別表第五の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

(新設)

二 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覽等)

第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)  
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項  
イ・ロ (略)

(新設)

六・七 (略)

別表第三 (第二百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項
(略)	(略)
共済契約に関する指標	一・九 (略) (新設)

○厚生労働省告示第三百七十一号 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号）第一百六十六条の二、第一百六十六条の三及び第一百七十九条第五項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月三十一日から適用する。

厚生労働大臣 根本 五

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
<b>(出資金、準備金等の計算)</b>							
第四条の三	規則第一百六十六条の二に規定する繰延税金資産（規則第八十一条第三項第四号ヘに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）、支払準備金（法第五十条の八に規定する支払準備金をいう。以下同じ。）、価格変動準備金（法第五十条の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。）、契約者割戻準備金（規則第一百八十九条に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（規則第八十四条第一項第一号ロに規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零）とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。	規則第一百六十六条の二に規定する繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号子に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）、支払準備金（法第五十条の八に規定する支払準備金をいう。以下同じ。）、価格変動準備金（法第五十条の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。）、契約者割戻準備金（規則第一百八十九条に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（規則第八十四条第一項第一号ロに規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零）とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。					
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)
4	(略)	4	規則第一百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。	4	規則第一百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。	4	規則第一百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。
5・10	(略) (リスクの合計額)	5・10 (リスクの合計額)	A t 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第一項第二号ニに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）				
第四条の四	(略)	第四条の四 (略)	備考 (略) の算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 $[(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_5 + R_6$	備考 (略) の算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 $[(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_5 + R_6$	備考 (略) の算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 $[(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_5 + R_6$	備考 (略) の算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 $[(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_5 + R_6$	備考 (略) の算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 $[(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_5 + R_6$
R <sub>1</sub>	経営管理リスク相当額（規則第一百六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）	R <sub>1</sub>	経営管理リスク相当額（規則第一百六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）	R <sub>1</sub>	経営管理リスク相当額（規則第一百六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）	R <sub>1</sub>	経営管理リスク相当額（規則第一百六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）
R <sub>2</sub>	第三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第一百六十六条の二第一号の二に掲げる額をいう。）	R <sub>2</sub>	第三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第一百六十六条の二第一号の二に掲げる額をいう。）	R <sub>2</sub>	第三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第一百六十六条の二第一号の二に掲げる額をいう。）	R <sub>2</sub>	第三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第一百六十六条の二第一号の二に掲げる額をいう。）
(新設)							



二 生存保障リスク 当該事業年度末の年金（確定年金（支払開始の日以後一定期間（有期であるものに限る）支払う年金をいう。以下同じ。）を約した共済契約（確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。）その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第二号において同じ。）に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

(削る)

(削る)

三 (略)  
四 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約（規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約のうち同項第十号に掲げる事由に関するものに係る共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。次項第五号、第七条第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第一備考第八号及び別表第一の二備考第二号において同じ。）以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号及び第二号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

五 その他のリスク（損害）

六 (略)  
七 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約（規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約のうち同項第十号に掲げる事由に関するものに係る共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。次項第五号、第七条第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第一備考第八号及び別表第一の二備考第二号において同じ。）以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

八 その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

三 生存保障リスク 当該事業年度末の年金（確定年金（支払開始の日以後一定期間（有期であるものに限る）支払う年金をいう。以下同じ。）を約した共済契約（確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。）その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第二号において同じ。）に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

(削る)

(削る)

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額

六 (略)  
七 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

八 その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

一 ストレステストの対象とするリスク 次条第二項第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負債となる場合は零とする。）

二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡（不慮の事故による死亡をいう。以下同じ。）に係る危険共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額

四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額

五 その他のリスク 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第二号から第四号まで及び前項第一号から第三号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十を乗じて得た額）

3 | 規則第百七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第一号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

(略)

二 | 責任準備金（規則第百七十九条第四項第三号に掲げる予定利率リスクを有するものに限る）の金額

4 | 異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ又は異常危険準備金Ⅲのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることにより積みができるものとする。

(異常危険準備金の積立限度)

第七条 (略)

一 (略)

二 (略)

(削る)

(削る)

(略)

(略)

四 | その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号及び第二号に掲げるリスクに係るものと除く。）に千分の三百四十を乗じて得た額）

五 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第二号に掲げるリスクに係るものと除く。）に二を乗じて得た額）

六 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号に掲げるリスクに係るものと除く。）に二を乗じて得た額）

八 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号から第五号までに掲げるリスクに係るものと除く。）に二を乗じて得た額）

九 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額）

十 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十一 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十二 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十三 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十四 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十五 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十六 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十七 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十八 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

十九 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十一 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十二 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十三 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十四 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

二十五 | その他のリスク（損害） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額）

2 | 規則第百七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額及び第一号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

(略)

二 | 責任準備金（規則第百七十九条第四項第二号に掲げる予定利率リスクを有するものに限る）の金額

3 | 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てる額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

(異常危険準備金の積立限度)

第七条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

3 | 2 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第三項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第八条 異常危険準備金Ⅰ及び異常危険準備金Ⅲは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)

3 | 2 (略)

前二項の規定にかかわらず、異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ及び異常危険準備金Ⅲについて、前事業年度末の積立残高の額が当該事業年度末の積立限度額を超える場合は、当該超える額を取り崩さなければならない。

別表第一 (第四条の五第一項第一号関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

備考

一・三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額(正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。)の平均額をいう。

五・六 (略)

七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、普通死亡リスク及び生存保障リスクに係る額を除いた額とする。

八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

九・十 (略)

2 | 1 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第二項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第八条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)

2 (略)

別表第一 (第四条の五第一項第一号関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
(略)	(略)	(略)
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平塗給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平塗給付日数	〇・七五%
(略)	(略)	(略)

備考

一・三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額(正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。)の平均額をいう。

五・六 (略)

七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

九・十 (略)

(新設)

別表第一の二 (第四条の五第二項関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
ストレステストの対象とするリスク	異常危険準備金積立限度額	十%

災害死亡リスク	危険共済金額
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数
その他のリスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいすれか大きい額

備考

「リスク対象金額」は、出再保険を控除し、受再保険を計算した額とする。

二 「その他のリスク」の対象金額は、第三分野共済の共済契約を対象とし、普通死亡リスク、生存保障リスク、火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、災害死亡リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

三 「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四 「平均正味発生共済金額」は、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。）の平均額をいう。

五 前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。

六 「その他のリスク」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

七 「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

別表第一 (略)

別表第二 (略)  
別表第三 (第四条の五第三項及び第六条第三項関係) (略)  
別表第四 (第四条の五第四項関係) (略)

別表第五 (第四条の五第四項関係) (略)  
別表第六 (第四条の五第四項関係) (略)  
別表第七 (第四条の五第五項関係) (略)

別表第八 (第四条の五第五項関係) (略)  
別表第九 (第四条の五第六項関係) (略)

別表第十 (第四条の五第七項第一号及び第二号関係) (略)

備考

一 第四条の五第四項の規定による規則第百六十六条规定の第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。

二～四 (略)

備考

一 第四条の五第三項の規定による規則第百六十六条规定の第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。

二～四 (略)

別表第十一（第四条の五第七項第一号及び第二号関係）（略）  
 別表第十二（第四条の五第七項第三号イ関係）（略）  
 別表第十三（第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係）  
 （表略）

## 備考

元本を複数回交換する取引については、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数を乗じるものとする。

二（略）

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四～七（略）

別表第十四（第四条の五第八項関係）（略）  
 別表第十五（第四条の五第九項第一号関係）（略）  
 別表第十六（第四条の五第九項第二号関係）（略）  
 別表第十七（第四条の五第十項関係）（略）  
 別表第十八（第四条の五第二項及び第七条第一項第一号関係）

1. 定義  
 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。
2. 危険発生率A テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測を超える範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。
3. 危険発生率B テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

4. ストレステスト 危険発生率A及び危険発生率Bを使用して、第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金の積立限度の算出を行うことをいう。
5. 基準日 ストレステストを行う事業年度末をいう。
6. 将来給付額 共済金の将来の支出額の累計額をいう。
7. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のことをいう。
8. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のことをいう。
9. P 予定発生率を基に算出した将来給付額をいう。
10. A 危険発生率Aを基に算出した将来給付額をいう。
11. B 危険発生率Bを基に算出した将来給付額をいう。

II. 危険発生率の算出  
 危険発生率A及び危険発生率Bの算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならぬ。  
 1. 危険発生率は、共済事故の発生率が変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間（少なくとも十年間行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超えて十年間未満の場合は当該残存期間）の各事業

別表第十一（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）（略）  
 別表第十二（第四条の五第六項第三号イ関係）（略）  
 別表第十三（第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係）  
 （表略）

## 備考

元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数を乗じるものとする。

二（略）

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四～七（略）

別表第十四（第四条の五第七項関係）（略）  
 別表第十五（第四条の五第八項第一号関係）（略）  
 別表第十六（第四条の五第八項第二号関係）（略）  
 別表第十七（第四条の五第九項関係）（略）  
 別表第十八（第四条の五第二項及び第七条第一項第一号関係）  
 (新設)

年度において、過去の共済事故の実績の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定することとする。」の場合において、以下に留意することとする。

① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出することとする。

② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとにストレステストを実施することとするが、給付事由・リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめてストレステストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。

2. 危険発生率Aは、1の一定の確率を九十九%として設定すること。

3. 危険発生率Bは、1の一定の確率を九十七・七%として設定すること。

#### III. 算出要領

第七条第一項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度は、次に掲げる基準及び表により算出するものとする。

1. ストレステストを実施するに当たっては、2から4までに掲げる基準のほか、組合の理事会において定めたりスク管理方針に従つた明確な管理制度に基づいて実施するものとする。なお、ストレステストを行う方法について変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して同じ方法を使用するものとする。

2. P、A及びBの算出に当たっては、以下に留意することとする。

① 危険発生率以外の計算基礎については、算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

② 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。

③ 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出する。

④ ③の算出の際、基準日前六箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における保有契約高を利用して③の算出を行つてよぶものとする。」の際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行つものとする。

#### 区分

第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度

P ≥ A	0
A > P ≥ B	A - P
B > P	A - B

3. ストレステストに使用した重要な要素は、全て完全かつ適切に文書化されている」と。

4. 次に掲げる共済契約等は、ストレステストの対象外とする。

(1) 共済期間が一年以下の共済契約(当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。)

(2) 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約

(3) 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であつて、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付

○厚生労働省告示第三百七十二号  
消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号)第一百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号)の一部を次の表のように改正し、平成三十一年二月三十一日から適用する。  
平成三十一年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 康

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

(定義)

(略)

9 | 2 | 8

2 | 8

(新設)

第一 条 (略)

(略)

改

正

前

この告示において「第三分野共済の共済契約」とは、傷害共済契約(規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約をいう。以下同じ。)又は損害共済契約(規則第十四条第一項第六号に規定する損害共済契約をいう。)のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約(共済契約のうち再共済契約以外のものをいう。)に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金(規則第百七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)が積み立てられるものをいう。

10 | この告示において「負債十分性テスト」とは、別表に掲げる基準により、将来の収支を想定し、責任準備金の積立てを将来にわたって維持できるかを確認することをいう。

(責任準備金の積立ての確認)

第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項(以下「一号収支分析」という。)を行つことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金の積立て水準が十分であることを確認しなければならない。

第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「一号収支分析」という。)を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金(規則第百七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)の積立て水準が十分であることを確認しなければならない。

2 | 3 (略)

(第三分野共済の共済契約の責任準備金の健全性の確認)

第七条の二 第三分野共済の共済契約について、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、第三条の規定による確認を行うものとする。

(負債十分性テストにより追加的な責任準備金の積立てが必要となつた場合の確認)  
第七条の三 負債十分性テストにより追加的な責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分(過去において追加的な責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責任準備金契約区分」という。)がある場合の第三条の規定による確認においては、負債十分性テストの実施期間における当該追加責任準備金契約区分の共済事故の発生率として、別表に定める危険発生率を使用するものとする。

(新設)

2 | 3 (略)

2 | 前項の確認においては、第四条第四項から第六項までの規定にかかるわらず、追加責任準備金契約区分の責任準備金及び当該追加責任準備金契約区分の一部又は全部が属する共済事業の種類についての当該追加責任準備金契約区分以外の責任準備金それぞれについて、一号収支分析を行ふものとする。

3 | 共済計理人は、前項の規定にかかるわらず、当該追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が、追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられないことを確認できる場合には、合理的な別の方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するといふものに、追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられない根拠を附属報告書に記載しなければならない。

(事業継続基準の確認)

第九条 (略)

2 | 備考 (略)

3 | 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行つた場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金(規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。)が負の場合は、さへに当該評価差額金に係る繰延税金資産(規則第八十一条第三項第四号ヘに規定する繰延税金資産をいう。)の額を控除するものとする。

$$[(R_1 + R_6)^2 + (R_4)^2]^{1/2} + R_2$$

(事業継続基準の確認)

第九条 (略)

2 | 備考 (略)

3 | 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行つた場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金(規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。)が負の場合は、さへに当該評価差額金に係る繰延税金資産(規則第八十一条第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。)の額を控除するものとする。

$$[(R_1 + R_6)^2 + (R_4)^2]^{1/2} + R_2$$

備考 i,jの算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるといふとする。

R<sub>1</sub> 資産運用リスク相当額(規則第百六十六条の三第三号に掲げる額をいう。)

R<sub>4</sub> 資産運用リスク相当額(規則第百六十六条の五第二項に掲げる額をいう。)

R<sub>6</sub> 第三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額(規程第四条の五第二項に掲げる額をいう。)

4 | 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行つた場合における次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 (略)

イーハ (略)

4 | 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行つた場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイから二までに掲げる額の合計額を控除した額

イーハ (略)

二 評価差額金に係る繰延税金負債(税効果会計(規則第八十一条第三項第四号ヘに規定する税効果会計をいう。)の適用により負債として計上される金額をいう。)に相当する額

(略)

(三号収支分析の前提)

第十二条 (略)

一、六 (略)

十七 劣後性債務については、その約定に従つて利息を支払うものとする。

(略)

5 | (三号収支分析の前提)

第十二条 (新設)

一、六 (略)

(略)

二 評価差額金に係る繰延税金負債(税効果会計(規則第八十一条第三項第一号チに規定する税効果会計をいう。)の適用により負債として計上される金額をいう。)に相当する額

(略)

(三号収支分析の前提)

第十二条 三号収支分析の前提は、次に規定するといふより設定しなければならない。

二 (略)

別表

(新設)

## I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。

2. 危険発生率 テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

3. 将来給付額 共済金の将来支額の累計額をいう。

4. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のこと

いう。

5. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のこと

## II. 危険発生率の算出

危険発生率の算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は、共済事故の発生率が変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間（少なくとも十年間を行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超えて十年間未満の場合は当該残存期間）の各事業年度において、過去の共済事故の実績の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。

① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出すること。

② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとに負債十分性テストを実施することとするが、給付事由、リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめて負債十分性テストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。

2. 危険発生率は、1 の一定の確率を九十七・七%として設定すること。

## III. 負債十分性テストを行う共済契約の区分の選出

1. 負債十分性テストを行う共済契約（6に掲げる共済契約等を除く）の区分は、①が②を上回る契約区分（危険発生率の算出において複数の契約区分をまとめた場合は当該契約区分）とする。

① 危険発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

② 予定発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

2. 将来給付額の算出に当たっては、危険発生率以外の計算基礎には算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

3. 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。

4. 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。

5. 4の算出の際、基準時点前六箇月を超えない期間において仮基準時点を設け、当該仮基準時点までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準時点における保有契約高を利用して4の算出を行つてよいものとする。この際、当該仮基準時点から基準時点までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

6. 次に掲げる共済契約等は、負債十分性テストの対象外とする。

- ① 共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）
- ② 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約
- ③ 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であつて、債務の履行に支障を来たすおそれがある極めて低い共済給付

#### IV. 負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な共済の数理の方法を用いて実施するものとする。なお、実績値を用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。

1. 負債十分性テストを行う期間は、少なくとも十年間とする。

2. 新契約高は、見込まないものとする。

3. 事業経費は、新規契約締結に係る事業経費を控除した直近年度の事業経費を基に保有契約の状況を反映したものとする。

4. 負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な共済の数理の方法を用いて実施するものとする。なお、実績値を用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。

5. 死亡率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の死亡率の平均値とする。ただし、実績データが少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定死亡率の算出に用いたデータ等を共済契約の群団の特性や生存保障性を考慮した補正を行つた上で、使用することができる。

6. 金利は、少なくとも第六条第二項第一号に定めるシナリオを含まなければならないものとする。

7. 共済契約の継続率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の共済契約の継続率の平均値とする。

8. 外貨建資産の資産運用収益及び資産配分等資産運用の状況は、直近年度の実績を基に合理的に設定したものとする。

9. 将來の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、考慮しないものとする。

10. 割戻金の状況は、直近年度の割戻金の状況とする。

11. 負債十分性テストを行つた結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金不足相当額（当該不足額の割引現在価値が最大値となるもの）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。